（試験委員の要件）

第十五条　法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十三条第二項の国土交通省令で定める要件は、法第十五条第二項各号に掲げる科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者であることとする。

（試験委員の選任等の届出）

第十六条　指定試験機関は、法第二十四条第一項において読み替えて準用する通訳案内士法第十三条第一項の試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、当該試験委員の氏名及び略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目を都道府県知事に届け出なければならない。

2　指定試験機関は、前項の規定により届け出た試験委員に変更があったときは、その日から十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第十七条　指定試験機関は、法第十八条前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第十八条後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（帳簿）

第十八条　指定試験機関は、試験事務を実施したときは、受験者の氏名、生年月日、試験科目ごとの成績及びその合否を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験結果の報告）

第十九条　指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく、受験申込者数及び受験者数を記載した試験結果報告書並びに合格者の氏名、生年月日及び試験科目ごとの成績を記載した合格者一覧表を都道府県知事に提出しなければならない。

（不正受験者の処分の届出）

第二十条　指定試験機関は、法第二十四条第一項において読み替えて準用する通訳案内士法第十五条第三項の規定により都道府県知事の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　不正な手段により試験に合格しようとした者の氏名、本籍、住所及び生年月日

二　不正行為のあった試験の年月日、科目及び場所

三　不正行為の内容

四　第一号に規定する者の処分を行った年月日及びその内容

（合格証書の返納）

第二十一条　法第二十四条第一項において読み替えて準用する通訳案内士法第十五条第一項の規定により合格を無効とされた者は、第七条第一項の合格証書を直ちに都道府県知事に返納しなければならない。

2　法第二十四条第一項において読み替えて準用する通訳案内士法第十五条第三項の規定により合格を無効とされた者は、第七条第一項の合格証書を直ちに指定試験機関に返納しなければならない。